第92回 定時株主総会 招集ご通知

CONTENTS

◆第92回定時株主総会招集ご通知 ・・・・・ 1
(添付書類)
◆事業報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
◆連結計算書類・・・・・・・・・・・・・・・15
◆連結監査報告書・・・・・・・・・・・・・・28
◆計算書類・・・・・・・・・・・・・・・・・29
◆監査報告書・・・・・・・・・・・・・・・・37
◆株主総会参考書類・・・・・・・・・・・・・40
第１号議案　剰余金の配当の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役６名選任の件
第４号議案　補欠監査役１名選任の件
第５号議案　退任取締役および退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

開催日時

平成27年6月25日（木曜日）午前10時

開催場所

東京都千代田区大手町二丁目2番2号
アーバンネット大手町ビル21F
LEVEL XXI　東京會舘 スタールーム

SSC
西華産業株式會社
SEIKA CORPORATION

証券コード：8061

証券コード8061
平成27年６月５日

株 主 各 位

東京都千代田区丸の内三丁目３番１号
西 華 産 業 株 式 会 社
取締役社長　薦　田　和　隆

第92回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第92回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討願いまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示され、折り返し平成27年６月24日（水曜日）午後５時30分までに到着するようにご送付くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

1. 日　　時　平成27年６月25日　（木曜日）　午前10時
2. 場　　所　東京都千代田区大手町二丁目２番２号
アーバンネット大手町ビル21Ｆ　LEVEL XXI 東京會舘　スタールーム
(会場が前回と異なっておりますので、末尾の会場ご案内図をご参照いただき、お間違いのないようご注意ください。)

3. 株主総会の目的事項

報 告 事 項
①第92期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）
事業報告および連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
②第92期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）
計算書類報告の件

決 議 事 項
第１号議案　剰余金の配当の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役６名選任の件
第４号議案　補欠監査役１名選任の件
第５号議案　退任取締役および退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を切り離さずに会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
◎株主総会参考書類および添付書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.seika.com）に掲載させていただきます。

（添付書類）

事　業　報　告

（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）

1. 企業集団の現況に関する事項

（1）事業の経過およびその成果

当期におけるわが国経済は、消費税率引上げに伴う購買力低下の影響があったものの、政府の経済政策や日銀の金融政策の効果などから円安、株高となり、海外需要を取り込んだ企業を中心に収益の改善がみられ、緩やかな景気回復が続きました。

このような経済環境の下、当期における当社グループの業績につきまして、受注高は、電力分野並びに一般産業分野において大型設備の受注があったことにより2,073億円（前期比58.2％増）となりました。売上高は、一般産業分野において大型設備をはじめとして全般的に受渡が増加したことにより1,320億円（前期比4.4％増）となりました。また、営業利益は、国内外の連結子会社の業績も回復した結果、34.0億円（前期比55.0％増）となり、経常利益は39.3億円（前期比57.8％増）、当期純利益は21.8億円（前期比56.4％増）となりました。

各セグメント別の状況は次のとおりです。

① 機械等卸売事業

当社グループの主力である機械等卸売事業の状況は以下のとおりです。

a. 電力分野では、受注高は火力発電の大型設備商談があり816億円（前期比36.8％増）となりましたが、売上高は大型設備の受渡が減少したことにより483億円（前期比5.1％減）となりました。

b. 一般産業分野では、受注高は化学、鉄道会社向の大型設備商談などにより1,167億円（前期比86.3％増）となり、売上高も化学、鉄道会社向の各種大型設備更新をはじめとして全般的に受渡が増加したことにより746億円（前期比10.6％増）となりました。

c. 電子・情報分野では、受注高は液晶関連設備、基板材料の商談減少により37億円（前期比16.8％減）となり、売上高も36億円（前期比10.9％減）となりました。

② 機械等製造事業

機械等製造事業は、一部の主要顧客における設備投資が回復してきた結果、受注高は52億円（前期比24.1%増）となり、売上高も54億円（前期比35.9%増）となりました。

なお、海外売上高はアジアを中心に191億円（前期比10.8%減）となり、当社グループ全体の売上高に占める割合が14.5%となりました。

当社グループのセグメント別受注高および売上高の状況は、次のとおりであります。

セグメント別＼期別		前期（第91期）				当期（第92期）			
		受注高		売上高		受注高		売上高	
		金額（百万円）	構成比（%）	金額（百万円）	構成比（%）	金額（百万円）	構成比（%）	金額（百万円）	構成比（%）
機械等卸売事業	電力	59,689	45.5	50,887	40.2	81,650	39.4	48,308	36.6
	一般産業	62,693	47.9	67,531	53.4	116,774	56.3	74,663	56.6
	電子・情報	4,503	3.4	4,070	3.2	3,746	1.8	3,628	2.7
	（環境保全設備）	(4,428)	(3.4)	(4,522)	(3.6)	(5,331)	(2.6)	(4,762)	(3.6)
	計	126,886	96.8	122,489	96.8	202,171	97.5	126,599	95.9
機械等製造事業		4,191	3.2	3,998	3.2	5,200	2.5	5,434	4.1
合計		131,077	100.0	126,487	100.0	207,371	100.0	132,033	100.0

（注） 環境保全設備の金額並びに構成比欄の（ ）内は、内数を示しております。

(2) 設備投資の状況

特記すべき事項はありません。

(3) 資金調達の状況

当期の所要資金は、自己資金並びに借入金によって賄っており、増資あるいは社債の発行による資金調達は行っておりません。また、当社は所要資金の効率的な調達を行うため、主要取引金融機関と総額20億円のコミットメントライン契約を締結しております。

(4) 対処すべき課題

わが国の主要製造業は、円安による輸入原材料価格の高騰や原子力発電所の停止および再生可能エネルギー促進等による電力料金の上昇に加えて、労働人口の減少などにより、海外生産拠点へのシフトが加速されております。

このような状況の下、当社グループとしましては、各社の総力を結集し、２年目を迎えた中期経営計画「ＣＳ２０１７」における、以下の戦略を取り進めることで「事業領域の多様化」を図ってまいります。

また、グループ企業としての持続的な成長と価値を高めるため、コーポレートガバナンスの更なる充実に努めてまいります。

① 収益の多様化
当社グループの事業領域の拡大のため、シナジー効果が期待出来る商社やメーカーへの投資および新会社の設立などを通じて、成長分野への積極的な進出を図ることで収益の多様化に繋げてまいります。

② グローバル戦略の加速
アジアはもとより欧米も含む世界の市場に対して、各地域の事情に沿ってメーカーと一体となった営業展開を図り、より強固な事業基盤を確立してまいります。
そのために国内営業部門や海外拠点同士との連携を深め、新たなビジネスチャンスを発掘してまいります。

③ グループ経営の強化
グループ各社が持つそれぞれの特色、強みを最大限に活かすと共に、各会社間の連携強化を図り、収益力向上を目指してまいります。

④ 戦略的な組織運営
平成26年４月より地域本部制から事業所管制へと移行し、各事業所管毎に専門性を高める一方、スピード感を持った組織運営を行ってまいります。

⑤ 人材の育成
グローバル戦略を加速するための人材を育成すると共に、事業を企画、立案、実行のできる人材を育成してまいります。
また、女性が活躍できる環境を整えることや、多様な人材を起用するための各種人事制度を導入してまいります。

⑥ コーポレートガバナンス・コードへの対応
当社グループの持続的な発展と企業価値の更なる向上を目指すことを目的に、新たに適用されるコーポレートガバナンス・コードに沿った取り組みを行ってまいります。

(5) 財産および損益の状況の推移

当社グループの営業成績および財産の状況の推移は、次のとおりであります。

期別 / 項目別	第89期 (平成23年度)	第90期 (平成24年度)	第91期 (平成25年度)	第92期（当期） (平成26年度)
売上高 (百万円)	135,717	136,670	126,487	132,033
営業利益 (百万円)	3,065	2,824	2,193	3,400
経常利益 (百万円)	3,315	3,110	2,496	3,939
当期純利益 (百万円)	1,702	1,743	1,399	2,188
1株当たり当期純利益 (円)	22.33	23.56	19.58	31.66
純資産 (百万円)	21,636	23,072	24,605	27,589
1株当たり純資産 (円)	288.07	316.64	353.13	394.42
総資産 (百万円)	67,931	65,081	72,474	77,414

(6) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
日本ダイヤバルブ㈱	96百万円	100%	バルブの製造販売
西華デジタルイメージ㈱	95百万円	100	映画、放送用カメラ・モニター並びにレーザー計測機器の販売
㈱竹本	10百万円	100	金属二次製品並びに配管機材等の販売
㈱エヌ・エス・テック	310百万円	51.29	ガラス製品の加工並びに販売
Seika Sangyo GmbH	1,533千ユーロ	100	産業用機械並びに電子情報システム機器の販売
Tsurumi (Europe) GmbH	550千ユーロ	95	水中ポンプの販売
COMPAGNIE EUROPEENNE AFRIQUE ASIE S.A.S.	375千ユーロ	(95)	水中ポンプ並びに排水処理等の環境関連機器販売
HYDREUTES, S.A.U.	60千ユーロ	(95)	水中ポンプ並びに排水処理等の環境関連機器販売
SEIKA MACHINERY, INC.	1,000千米ドル	100	産業用機械並びに電子情報システム機器の販売
西曄貿易（上海）有限公司	47,744千人民元	100	産業用機械並びに合成繊維製造用原料の販売
Seika YKC Circuit (Thailand) Co., Ltd.	484,000千タイバーツ	90	プリント基板の製造販売

（注）① 当社の出資比率欄の（ ）内の数字は、間接出資比率を内数で示しております。

② 当期においてSeika YKC Circuit (Thailand) Co., Ltd.を設立し子会社といたしました。

(7) 主要な事業内容

当社グループの事業は機械等卸売事業（各種産業分野の機械設備の販売、電子情報システム機器設備の開発・販売等）、並びに機械等製造事業（各種産業分野の機械設備等の製造・販売）に分かれ、これらに附帯する商品の販売・保守・サービス等を営んでおります。

(8) 主要な事業所

① 当社の主要な事業所
本　　社：東京都千代田区
支　　社：大阪市
支　　店：広島市、福岡市、長崎市ほか国内外主要都市

② 子会社の主要な事業所
日本ダイヤバルブ㈱（東京都品川区）
西華デジタルイメージ㈱（東京都港区）
㈱竹本（兵庫県神戸市）
㈱エヌ・エス・テック（東京都千代田区）
Seika Sangyo GmbH（ドイツ）
Tsurumi（Europe）GmbH（ドイツ）
COMPAGNIE EUROPEENNE AFRIQUE ASIE S.A.S.（フランス）
HYDREUTES, S.A.U.（スペイン）
SEIKA MACHINERY, INC.（米国）
西曄貿易（上海）有限公司（中国）
Seika YKC Circuit（Thailand）Co., Ltd.（タイ）

(9) 従業員の状況

部門区分	従業員数（名）			前期末比増減（名）
	機械等卸売事業	機械等製造事業	合計	
電力	65	—	65	—
一般産業	273	172	445	（減）22
電子・情報	48	2	50	（増）22
全社（共通）	76	19	95	（減）3
合計	462	193	655	（減）3

（注）① 従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員数であります。
② 全社（共通）として記載されている従業員数は、特定の部門に区分できない管理部門に所属しているものを記載しております。

(10) 主要な借入先の状況

借入先	借入額
㈱三菱東京UFJ銀行	4,060百万円

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数　188,529,000株

(2) 発行済株式総数　69,194,380株（自己株式408,872株を除く）

(3) 株　主　数　10,864名（前期末比336名減）

(4) 大　株　主

株主名	持株数（千株）	持株比率（%）
三菱日立パワーシステムズ㈱	4,131	5.97
㈱三菱東京UFJ銀行	2,000	2.89
㈱山口銀行	1,764	2.55
日機装㈱	1,593	2.30
三菱電機㈱	1,431	2.07
㈱鶴見製作所	1,335	1.93
三菱化工機㈱	1,252	1.81
日本マスタートラスト信託銀行㈱信託口	1,248	1.80
矢古宇保	1,223	1.77
日本トラスティ・サービス信託銀行㈱信託口	1,213	1.75

(注) ①　千株未満は切り捨てて表示しております。
②　持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

新株予約権等については発行しておりません。

4. 会社役員に関する事項

（1）取締役および監査役の氏名等

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
＊取締役社長	西　裕康	社長執行役員 経営企画本部長
＊取締役	薦田和隆	副社長執行役員 営業統括本部長
取締役	竹中健一	専務執行役員 管理本部長
取締役	栗山一成	上席執行役員 営業統括本部プラント統括部長
取締役	山下眞佐明	上席執行役員 グローバル事業本部長 兼海外事業部長 兼管理本部副本部長
取締役	櫻井昭彦	上席執行役員 営業統括本部副本部長 産業機械事業所管
常勤監査役	永田　明	
常勤監査役	黒岩洋一	
社外監査役	森　好伸	森公認会計士事務所所長
社外監査役	毛野泰孝	三宅・山崎法律事務所パートナー

＊印は代表取締役を示しております。

（注）① 社外監査役須藤勝氏は平成26年７月31日をもって辞任により退任いたしました。
同氏の重要な兼職は、須藤税理士事務所所長であります。

② 社外監査役森好伸氏は公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
また、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

③ 平成26年７月31日付須藤勝氏の社外監査役辞任に伴い、社外監査役の法定員数を欠くこととなったため、補欠監査役の毛野泰孝氏が同日付をもって社外監査役に就任いたしました。
社外監査役毛野泰孝氏は弁護士の資格を有しております。
また、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

④　平成27年４月１日付で次のとおり異動がありました。

地　位	氏　名	異動後の担当および重要な兼職の状況
＊取締役社長	薦田和隆	社長執行役員 経営企画本部長
取締役	竹中健一	副社長執行役員 管理本部長
取締役	山下眞佐明	常務執行役員 グローバル事業本部長 兼管理本部副本部長
取締役	櫻井昭彦	常務執行役員 営業統括本部長 産業機械事業所管
取締役	西　裕康	相談役
取締役	栗山一成	社長付

＊印は代表取締役を示しております。

(2) 取締役および監査役の報酬等の総額

	人　数	報酬等の総額
取締役	８名	279百万円
監査役	６名	47百万円
合計	14名	327百万円

(注) ①　取締役の報酬等の総額には、当期の取締役賞与引当額70百万円が含まれております。
②　上記報酬等の総額には、取締役および監査役に対する役員退職慰労引当金の当期増加額50百万円(取締役分41百万円、監査役分９百万円（うち社外監査役分１百万円)) が含まれております。
③　上記のほか、平成26年６月25日開催の定時株主総会決議に基づき、役員退職慰労金を下記のとおり支給しております。
退任取締役　２名　54百万円
退任監査役　１名　14百万円
④　上記のうち、社外監査役に対する報酬等の総額は３名９百万円であります。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

区　分	氏　名	兼　職　先
監　査　役	森　　好　伸	森公認会計士事務所所長
監　査　役	毛　野　泰　孝	三宅・山崎法律事務所パートナー

(注) 各監査役の重要な兼職先と当社との間には特別な関係はありません。

② 主な活動状況

区　分	氏　名	主　な　活　動　状　況
監　査　役	森　　好　伸	当期開催の取締役会および監査役会のすべてに出席し、主に公認会計士としての専門的見地からの発言を行っております。
監　査　役	須　藤　　勝	平成26年７月31日の辞任までに開催の取締役会３回中２回に、また、監査役会８回中５回に出席しました。 主に税理士としての専門的見地からの発言を行っております。
監　査　役	毛　野　泰　孝	平成26年７月31日の就任後、10回開催した取締役会および監査役会のすべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。

③ 社外取締役を置くことが相当でない理由

当社は、社外取締役に一定の役割が期待できることは十分理解しており、前回の定時株主総会以来、社外取締役として相応しい資質や経験を備えた方を確保すべく鋭意努力して参りましたが、適任者を確保するに至りませんでした。

なお、本定時株主総会において、社外取締役の選任を提案する予定であります。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外役員は、会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額となります。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

明光監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人は、会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額となります。

(3) 会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	44百万円
② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	44百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記①の金額はこれらの合計額を記載しております。

(4) 当社の会計監査人以外の監査法人等による子会社の計算書類の監査の状況

会　　社　　名	監査法人等の名称
Seika Sangyo GmbH	PricewaterhouseCoopers
Tsurumi (Europe) GmbH	PricewaterhouseCoopers
COMPAGNIE EUROPEENNE AFRIQUE ASIE S.A.S.	Christian Davoult
HYDREUTES, S.A.U.	Iberica de Auditores S.L.
SEIKA MACHINERY, INC.	Century＆Yanai
西曄貿易（上海）有限公司	立信会計師事務所有限公司

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。
この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨とその理由を報告いたします。
また、上記のほか、会計監査人の職務の執行に支障がある場合または、会計監査人の変更が妥当であると判断された場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

6. 業務の適正を確保する体制

当社は、健全な経営と継続的な事業の発展により企業の社会的な責任を果たすため、会社法で定められた業務の適正を確保するための体制に関し、以下のとおり「内部統制システムの基本方針」を取締役会において決議し、整備しております。

(1) 取締役・執行役員および使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

・取締役・執行役員および使用人の事業活動における行動規範としてコンプライアンスマニュアルおよび関連する規定を制定し、社長をはじめとする取締役・執行役員が率先垂範するとともに、使用人への周知と理解の向上を図る。

・コンプライアンスを推進する部署として、社長直轄の内部監査室を設置し、遵法体制の整備、遵法活動の推進並びに内部監査による評価を行う。
また、安全保障輸出管理を適切に実施するための輸出管理委員会を設置する。

・取締役・執行役員および使用人のコンプライアンス違反行為が内部通報システムなどにより明らかになった場合には、コンプライアンスマニュアルに基づき、速やかな問題解決および是正を行う。

・反社会的な活動や勢力とは対決し、関係を一切持たないことをコンプライアンスマニュアルに定め、接触を受けた場合には弁護士、警察等と連携し、組織的に対応する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

・取締役の職務の執行に係る上程書、議事録等重要文書は、取締役会規定、経営会議規定および文書管理規定に基づき、適切に保管し、取締役および監査役が常時閲覧できるものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

・様々なリスクによる損失の発生およびその拡大を防ぐため、内部統制規定に基づき、情報を共有し、組織の連携によりリスクの分析と管理を行い、モニタリングと内部監査を徹底し、問題発生時の適切な対応と是正を行う。

・個別のリスクについては、規定、手順等に基づき、担当部署がリスクを管理する。

・全社的なリスクおよび個別のリスクが全社に及ぶ場合については、内部監査室が統括管理する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・取締役会規定に基づき、取締役会を原則として毎月１回開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、重要事項の決定および取締役の職務執行の監督等を行う。

・業務執行の迅速化を図るため、重要事項の審議および決定を行う経営会議を設置し、原則として毎月２回以上開催する。

・取締役会および経営会議にて決定された業務は、機構職制規定および各種業務規定に基づき、執行する。

・執行役員制度を活用し、業務執行権限の委譲を進めることにより、取締役会の意思決定機能および監督機能の強化を行い、効率的な経営を推進する。

(5) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
・関係会社の運営の円滑化および事業推進のため、国内・海外関係会社支援運営規定に基づき、当社および関係会社の責任および権限を明確にする。
・関係会社の管理運営を統括する関係会社各所掌を定め、指導、支援を行う。
・関係会社は、当社の内部統制の方針に基づき、業務の適正を確保する体制を確立し、これを維持する。
(6) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の独立性に関する事項
・監査役の職務を補助すべき使用人が必要な場合は、使用人を設置する。
・監査役の職務を補助すべき使用人の人事については、監査役会の同意を得るものとする。
(7) 監査役への報告体制およびその他監査役の監査が実効的に行われることを確保する体制
・取締役・執行役員および使用人は、会社に重大な損失を与える事項、法令遵守違反および不正を発見した場合は、直ちに監査役会に報告する。
また、監査役は、必要に応じて、重要事項等に関する文書の閲覧並びに取締役・執行役員および使用人からの説明を求めることができる。
・監査役は、取締役会等重要会議に出席し、経営の意思決定の過程および業務の執行状況等を把握する。
・監査役は、代表取締役との定期的な意見交換、会計監査人からの監査内容の報告および内部監査室との連携により、実効的な監査体制の確保および強化に努める。

(注) 本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成27年３月31日現在)

科目	金額	科目	金額
	百万円		百万円
(資産の部)	**77,414**	**(負債の部)**	**49,825**
流動資産	**62,341**	**流動負債**	**44,899**
現金及び預金	15,703	支払手形及び買掛金	30,804
受取手形及び売掛金	36,927	短期借入金	6,502
リース投資資産	280	リース債務	14
有価証券	359	未払金	656
商品及び製品	1,954	未払法人税等	1,099
仕掛品	55	前受金	4,626
原材料	1,070	賞与引当金	629
前渡金	4,409	役員賞与引当金	70
繰延税金資産	399	繰延税金負債	4
その他	1,230	その他	491
貸倒引当金	△ 49	**固定負債**	**4,925**
固定資産	**15,073**	長期借入金	1,860
有形固定資産	**2,173**	リース債務	21
建物及び構築物	327	退職給付に係る負債	1,892
機械装置及び運搬具	473	役員退職慰労引当金	235
器具及び備品	171	繰延税金負債	867
賃貸用資産	606	その他	47
リース資産	33		
土地	301		
建設仮勘定	260	**(純資産の部)**	**27,589**
無形固定資産	**505**	**株主資本**	**23,810**
のれん	95	**資本金**	**6,728**
諸施設利用権	123	**資本剰余金**	**2,097**
ソフトウェア	211	**利益剰余金**	**15,092**
その他	74	**自己株式**	**△ 107**
投資その他の資産	**12,394**	**その他の包括利益累計額**	**3,453**
投資有価証券	11,027	**その他有価証券評価差額金**	**3,091**
長期貸付金	196	**為替換算調整勘定**	**398**
繰延税金資産	113	**退職給付に係る調整累計額**	**△ 36**
その他	1,088	**少数株主持分**	**326**
貸倒引当金	△ 30		
資産合計	**77,414**	**負債及び純資産合計**	**77,414**

連結損益計算書

(平成26年４月１日から平成27年３月31日まで)

科目	金額	
	百万円	百万円
売上高		**132,033**
売上原価		118,824
売上総利益		**13,209**
販売費及び一般管理費		9,808
営業利益		**3,400**
営業外収益		
受取利息及び配当金	189	
有価証券売却益	187	
為替差益	135	
持分法による投資利益	74	
その他	104	690
営業外費用		
支払利息	98	
手形売却損	21	
その他	30	151
経常利益		**3,939**
特別利益		
投資有価証券売却益	8	8
特別損失		
投資有価証券評価損	95	
棚卸資産評価損	3	98
税金等調整前当期純利益		**3,849**
法人税、住民税及び事業税	1,578	
法人税等調整額	131	1,709
少数株主損益調整前当期純利益		**2,139**
少数株主損失(△)		△ 48
当期純利益		**2,188**

(ご参考)

連結包括利益計算書

(平成26年４月１日から平成27年３月31日まで)

科目	金額	
	百万円	百万円
少数株主損益調整前当期純利益		**2,139**
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	1,235	
為替換算調整勘定	191	
退職給付に係る調整額	△ 107	
持分法適用会社に対する持分相当額	2	1,322
包括利益		**3,461**
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益		3,510
少数株主に係る包括利益		△ 48

連結株主資本等変動計算書

(平成26年４月１日から平成27年３月31日まで)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
平成26年４月１日残高	6,728	2,097	13,561	△ 106	22,280
会計方針の変更による累積的影響額			△ 172		△ 172
会計方針の変更を反映した当期首残高	6,728	2,097	13,388	△ 106	22,107
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△ 484		△ 484
当期純利益			2,188		2,188
自己株式の取得				△ 1	△ 1
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	―	―	1,704	△ 1	1,702
平成27年３月31日残高	6,728	2,097	15,092	△ 107	23,810

	その他の包括利益累計額				少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
平成26年４月１日残高	1,853	206	70	2,131	194	24,605
会計方針の変更による累積的影響額						△ 172
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,853	206	70	2,131	194	24,432
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△ 484
当期純利益						2,188
自己株式の取得						△ 1
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	1,238	191	△ 107	1,322	131	1,454
連結会計年度中の変動額合計	1,238	191	△ 107	1,322	131	3,156
平成27年３月31日残高	3,091	398	△ 36	3,453	326	27,589

連　結　注　記　表

1．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結範囲に関する事項

1）連結子会社の数　11社

連結子会社の名称　日本ダイヤバルブ㈱、㈱竹本、西華デジタルイメージ㈱、㈱エヌ・エス・テック、Seika Sangyo GmbH、Tsurumi（Europe）GmbH、COMPAGNIE EUROPEENNE AFRIQUE ASIE S.A.S.、HYDREUTES，S.A.U.、SEIKA MACHINERY, INC.、西曄貿易（上海）有限公司、Seika YKC Circuit（Thailand）Co.,Ltd.

このうち、Seika YKC Circuit（Thailand）Co., Ltd.については、当連結会計年度において新たに設立したことにより連結の範囲に含めております。

2）主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社　東西実業㈱

連結の範囲から除いた理由　連結の範囲から除外した非連結子会社の総資産、売上高、当期純損益および利益剰余金等は、いずれも小規模であり、かつ全体としても連結計算書類に重要な影響を及ぼさないものであるため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

1）持分法を適用した非連結子会社数　１社

会社名　東西実業㈱

2）持分法を適用した関連会社数　２社

会社名　エステック㈱、㈱テンフィートライト

3）持分法を適用していない非連結子会社および関連会社

会社名　日本エゼクターエンジニアリング㈱ほか

持分法を適用しない理由　持分法を適用していない非連結子会社および関連会社は、いずれも連結当期純損益および利益剰余金等に及ぼす影響は軽微であり、かつ全体としても連結計算書類に重要な影響を及ぼさないものであるため、持分法の適用範囲から除外しております。

4）持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

(3) 連結子会社の事業年度に関する事項

1）連結子会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社は次のとおりであります。

連結子会社名	決算日
Seika Sangyo GmbH	12月31日
Tsurumi (Europe) GmbH	12月31日
COMPAGNIE EUROPEENNE AFRIQUE ASIE S.A.S.	12月31日
HYDREUTES, S.A.U.	12月31日
SEIKA MACHINERY, INC.	12月31日
西曄貿易（上海）有限公司	12月31日
Seika YKC Circuit (Thailand) Co., Ltd.	12月31日

連結計算書類の作成にあたっては、連結決算日との差異が３ヶ月を超えないため当該連結子会社の計算書類を採用しております。

2）連結子会社との間の取引で決算日が異なることから生ずる重要な不一致については必要な調整を行っております。

(4) 会計処理基準に関する事項

1）重要な資産の評価基準および評価方法

① 有価証券

イ．売買目的有価証券

時価法

なお、売却原価は移動平均法により算定しております。

ロ．満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

ハ．その他有価証券

a 時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法

なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。

b 時価のないもの

移動平均法による原価法

なお、投資事業組合等への出資については、組合の財産の持分相当額に基づき評価しております。

② デリバティブ

時価法

③　たな卸資産
先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）
ただし、在外連結子会社は個別法による低価法を、国内連結子会社は総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。

2）重要な減価償却資産の減価償却の方法
①　有形固定資産（リース資産を除く）
定率法。
ただし、賃貸用資産のうち、賃貸借契約（賃貸料均等収入）に基づくものおよび平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。
②　無形固定資産（リース資産を除く）
定額法。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(５年) に基づく定額法を採用しております。
③　リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3）重要な引当金の計上基準
①　貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失にそなえるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討して回収不能見込額を計上しております。
②　賞与引当金
従業員賞与および取締役でない執行役員賞与の支給にそなえるため、支給見込額のうち当連結会計年度負担額を計上しております。
③　役員賞与引当金
取締役賞与の支給にそなえるため、支給見込額を計上しております。
④　役員退職慰労引当金
取締役および監査役の退職慰労金の支出にそなえるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

4）重要なリース取引の処理方法
所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

5）重要なヘッジ会計の方法
①　ヘッジ会計の方法
金利スワップのうち、特例処理の要件を満たすものについては、特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段：金利スワップ
ヘッジ対象：長期借入金の利息
③ ヘッジ方針
長期借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っております。
④ ヘッジ有効性評価の方法
金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、有効性の評価を省略しております。

6）のれんの償却方法および償却期間
５年間の定額法により償却を行っております。

7）その他連結計算書類の作成のための重要な事項
① 消費税等の会計処理
消費税および地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税および地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。
② 収益および費用の計上基準
ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準
リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。
③ 退職給付に係る負債の計上基準
退職給付に係る負債は、従業員の退職給付にそなえるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額、並びに取締役でない執行役員の退職慰労金の支給にそなえるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。
数理計算上の差異は翌年度に一括費用処理することとしております。未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。
なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
また、国内連結子会社は、簡便法を採用しております。

2．会計方針の変更に関する注記
(退職給付に関する会計基準)
「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号　平成24年５月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号　平成24年５月17日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務および勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法をポイント基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を、従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率から、退職給付の支払見込期間および支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。
退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首において、退職給付債務および勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。
この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る負債が269百万円増加し、利益剰余金が172百万円減少しております。なお、当連結会計年度の営業利益、経常利益および税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。

3．表示方法の変更に関する注記
(表示方法の変更)
前連結会計年度の「未収入金」は、連結貸借対照表上流動資産に区分掲記しておりましたが、当連結会計年度においては、流動資産の「その他」に含めて表示しております。
なお、当連結会計年度の流動資産の「その他」に含まれている「未収入金」は159百万円であります。

4．連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

定期預金	2百万円
投資有価証券	1,476百万円
合計	1,479百万円
（上記に対応する債務）	
短期借入金	2,100百万円
長期借入金	1,860百万円
支払保証等	

(2) 有形固定資産の減価償却累計額　3,288百万円

(3) 保証債務

関係会社の金融機関等との取引に対する保証

Seika Sangyo (Thailand) Co.,Ltd.	168百万円

(4) 受取手形割引高および受取手形裏書譲渡高

受取手形（輸出手形）割引高	1,504百万円
受取手形裏書譲渡高	176百万円

5．連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類および総数

普通株式　69,603,252株

(2) 剰余金の配当に関する事項

1）配当金支払額

平成26年６月25日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

株式の種類	普通株式
配当金の総額	484百万円
１株当たり配当額	７円
基準日	平成26年３月31日
効力発生日	平成26年６月26日

2）基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成27年６月25日の定時株主総会において、次のとおり決議を予定しております。

株式の種類	普通株式
配当金の総額	761百万円
配当の原資	利益剰余金
１株当たり配当額	11円
基準日	平成27年３月31日
効力発生日	平成27年６月26日

6．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、機械等卸売事業および機械等製造事業を行うために、主に銀行借入れによる間接金融によって必要な資金の調達を行っております。

なお、デリバティブ取引は、実需に基づく外貨建の債権債務に係る為替の変動リスクおよび借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行っておりません。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、主要な取引先の状況を適宜に把握し、取引先ごとに期日および残高を管理することにより、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

また、外貨建の営業債権は、為替の変動リスクに晒されておりますが、原則として先物為替予約を利用してヘッジしております。

有価証券及び投資有価証券は、主に株式、債券および受益証券であり、取引先との関係強化目的、純投資目的、満期保有目的および売買目的で保有しております。これらは、常時、時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を利用して、支払利息の固定化をしております。

当社は、適時にグループ全体の資金状況の把握に努め、金融機関からのコミットメントラインの取得、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクに備えております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

当連結会計年度末における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	15,703	15,703	—
(2) 受取手形及び売掛金	36,927	36,927	—
(3) 有価証券及び投資有価証券	9,628	9,628	—
資産計	62,259	62,259	—
(4) 支払手形及び買掛金	30,804	30,804	—
(5) 短期借入金	6,502	6,502	—
(6) 長期借入金	1,860	1,874	△13
負債計	39,167	39,180	△13
(7) デリバティブ取引	125	125	—
デリバティブ取引計	125	125	—

（注１） 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券およびデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、並びに（2）受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券並びに受益証券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

負債

(4) 支払手形及び買掛金、並びに（5）短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割引いて算定する方法によっております。なお、金利スワップの特例処理の対象とされている長期借入金については、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に適用される利率で割引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

(7) デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。（「(6) 長期借入金」を参照ください。）

（注２） 非上場株式（連結貸借対照表計上額1,736百万円）および出資金（同22百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが困難と認められるため、「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

７．賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、埼玉県上尾市およびその他の地域において、賃貸用の土地および建物等を有しております。当連結会計年度における賃貸損益は24百万円（賃貸収益は営業外収益に、賃貸費用は営業外費用に計上）であります。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

連結貸借対照表計上額	606百万円
時価	398百万円

なお、連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額および減損損失累計額を控除した金額であり、当連結会計年度末の時価は、主として固定資産評価額に基づいて自社で算定した金額であります。

８．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額	394円42銭
(2) １株当たり当期純利益	31円66銭

9．その他の注記

(1) 連結計算書類の記載金額

表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

(2) 法人税率の変更等による影響

「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第２号）が平成27年３月31日に公布されたことに伴い、繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、36.0％から、平成27年４月１日から平成28年３月31日までに解消が見込まれる一時差異については33.1％、平成28年４月１日以降解消が見込まれる一時差異については32.3％となります。この税率変更により、繰延税金負債の金額（繰延税金資産の金額を控除した金額）が70百万円、退職給付に係る調整累計額が２百万円、法人税等調整額が96百万円それぞれ減少し、その他有価証券評価差額金が168百万円増加しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年５月７日

西 華 産 業 株 式 会 社
取 締 役 会 御 中

明 光 監 査 法 人
指定社員 業務執行社員　公認会計士　杉　村　和　則　㊞
指定社員 業務執行社員　公認会計士　中　村　明　弘　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、西華産業株式会社の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、西華産業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

貸借対照表

(平成27年３月31日現在)

科目	金額	科目	金額
	百万円		百万円
(資産の部)	**67,872**	**(負債の部)**	**45,120**
流動資産	**51,284**	**流動負債**	**40,618**
現金及び預金	11,109	支払手形	3,581
受取手形	3,778	買掛金	24,903
売掛金	29,255	短期借入金	6,200
リース投資資産	280	リース債務	7
有価証券	359	未払金	429
商品	315	未払法人税等	650
前渡金	4,028	前受金	4,274
短期貸付金	1,423	賞与引当金	326
繰延税金資産	155	役員賞与引当金	70
その他	595	その他	175
貸倒引当金	△ 18	**固定負債**	**4,501**
固定資産	**16,587**	長期借入金	1,860
有形固定資産	**906**	リース債務	9
建物	151	退職給付引当金	1,535
器具及び備品	38	役員退職慰労引当金	207
賃貸用資産	606	繰延税金負債	881
リース資産	15	その他	6
土地	91		
その他	2		
無形固定資産	**261**	**(純資産の部)**	**22,751**
諸施設利用権	123	**株主資本**	**19,678**
ソフトウェア	128	**資本金**	**6,728**
その他	9	**資本剰余金**	**2,096**
投資その他の資産	**15,419**	資本準備金	2,096
投資有価証券	9,581	**利益剰余金**	**10,952**
関係会社株式	4,300	その他利益剰余金	10,952
関係会社出資金	326	別途積立金	8,600
長期貸付金	157	繰越利益剰余金	2,352
関係会社長期貸付金	697	**自己株式**	**△ 98**
その他	386	**評価・換算差額等**	**3,073**
貸倒引当金	△ 30	**その他有価証券評価差額金**	**3,073**
資産合計	**67,872**	**負債及び純資産合計**	**67,872**

損　益　計　算　書

(平成26年４月１日から平成27年３月31日まで)

科目	金額	
	百万円	百万円
売上高		**119,643**
売上原価		110,982
売上総利益		**8,660**
販売費及び一般管理費		6,204
営業利益		**2,456**
営業外収益		
受取利息及び配当金	228	
有価証券売却益	187	
為替差益	163	
その他	67	647
営業外費用		
支払利息	90	
手形売却損	21	
その他	27	139
経常利益		**2,964**
特別利益		
投資有価証券売却益	8	8
特別損失		
投資有価証券評価損	95	95
税引前当期純利益		**2,877**
法人税、住民税及び事業税	1,141	
法人税等調整額	195	1,336
当期純利益		**1,540**

株主資本等変動計算書

(平成26年４月１日から平成27年３月31日まで)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		利益剰余金合計
					別途積立金	繰越利益剰余金	
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
平成26年４月１日残高	6,728	2,096	―	2,096	8,600	1,806	10,406
会計方針の変更による累積的影響額						△ 172	△ 172
会計方針の変更を反映した当期首残高	6,728	2,096	―	2,096	8,600	1,633	10,233
事業年度中の変動額							
剰余金の配当						△ 484	△ 484
当期純利益						1,540	1,540
会社分割による減少						△ 337	△ 337
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計	―	―	―	―	―	718	718
平成27年３月31日残高	6,728	2,096	―	2,096	8,600	2,352	10,952

	株主資本		評価・換算差額等	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	
	百万円	百万円	百万円	百万円
平成26年４月１日残高	△ 97	19,134	1,839	20,973
会計方針の変更による累積的影響額		△ 172		△ 172
会計方針の変更を反映した当期首残高	△ 97	18,961	1,839	20,801
事業年度中の変動額				
剰余金の配当		△ 484		△ 484
当期純利益		1,540		1,540
会社分割による減少		△ 337		△ 337
自己株式の取得	△ 1	△ 1		△ 1
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)			1,233	1,233
事業年度中の変動額合計	△ 1	716	1,233	1,950
平成27年３月31日残高	△ 98	19,678	3,073	22,751

個　別　注　記　表

1．重要な会計方針に係る事項に関する注記
(1) 有価証券の評価基準および評価方法
1）売買目的有価証券
時価法
なお、売却原価は移動平均法により算定しております。
2）満期保有目的の債券
償却原価法（定額法）
3）関係会社株式
移動平均法による原価法
4）その他有価証券
イ．時価のあるもの
期末日の市場価格等に基づく時価法
なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算出しております。
ロ．時価のないもの
移動平均法による原価法
なお、投資事業組合等への出資については、組合の財産の持分相当額に基づき評価しております。
(2) デリバティブの評価基準および評価方法
時価法
(3) たな卸資産の評価基準および評価方法
先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）
(4) 固定資産の減価償却の方法
1）有形固定資産（リース資産を除く）
定率法。ただし、
イ．取得価額が10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、３年間で均等償却を行っております。
ロ．賃貸用資産のうち、賃貸借契約（賃貸料均等収入）に基づくものおよび平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。
2）無形固定資産（リース資産を除く）
定額法。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(５年) に基づく定額法を採用しております。
3）リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(5) 引当金の計上基準

1）貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失にそなえるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討して回収不能見込額を計上しております。

2）賞与引当金

従業員賞与および取締役でない執行役員賞与の支給にそなえるため、支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。

3）役員賞与引当金

取締役賞与の支給にそなえるため、支給見込額を計上しております。

4）退職給付引当金

従業員の退職給付にそなえるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は翌年度に一括費用処理することとしております。

また、取締役でない執行役員の退職慰労金の支給にそなえるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

5）役員退職慰労引当金

取締役および監査役の退職慰労金の支出にそなえるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

(6) リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(7) ヘッジ会計の方法

1）ヘッジ会計の方法

金利スワップのうち、特例処理の要件を満たすものについては、特例処理を採用しております。

2）ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：金利スワップ

ヘッジ対象：長期借入金の利息

3）ヘッジ方針

長期借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っております。

4）ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、有効性の評価を省略しております。

(8) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

1）消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税および地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

2）収益および費用の計上方法

ファイナンス・リースに係る収益の計上基準

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

3）退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

2．会計方針の変更に関する注記

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号　平成24年５月17日。以下「退職給付会計基準」という。）および「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号　平成24年５月17日。以下「退職給付適用指針」という。）を退職給付会計基準第35項本文および退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当事業年度の期首から適用し、退職給付債務および勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法をポイント基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を、従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率から、退職給付の支払見込期間および支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へと変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首において、退職給付債務および勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が269百万円増加し、利益剰余金が172百万円減少しております。なお、当事業年度の営業利益、経常利益および税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。

3．貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

定期預金	1百万円
投資有価証券	1,476百万円
合計	1,477百万円
（上記に対応する債務）	
短期借入金	2,100百万円
長期借入金	1,860百万円
支払保証等	

(2) 有形固定資産の減価償却累計額　753百万円

(3) 保証債務

関係会社の金融機関等との取引に対する保証

西曄貿易（上海）有限公司	1,165百万円
Seika Sangyo (Thailand) Co., Ltd.	168百万円
SEIKA MACHINERY, INC.	120百万円
西華デジタルイメージ㈱	10百万円

(4) 関係会社に対する金銭債権・債務

短期金銭債権	2,805百万円
長期金銭債権	697百万円
短期金銭債務	454百万円

(5) 受取手形（輸出手形）割引高　1,504百万円

4．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

1）売上高	2,187百万円
2）仕入高	2,012百万円
3）営業取引以外の取引高	315百万円

5．株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類および株式数

普通株式　408,872株

6．税効果会計に関する注記
繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	108百万円
退職給付引当金	495
役員退職慰労引当金	67
未払事業税	48
ゴルフ会員権評価損	79
投資有価証券評価損	30
関係会社投資評価損	113
減損損失	128
その他	75
繰延税金資産小計	1,147百万円
評価性引当額	△375百万円
繰延税金資産合計	771百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	1,466百万円
その他	31
繰延税金負債合計	1,497百万円
繰延税金負債の純額	726百万円

7．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額	328円81銭
(2) １株当たり当期純利益	22円27銭

8．その他の注記
(1) 計算書類の記載金額
表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。
(2) 法人税率の変更等による影響
「地方税等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年３月31日に公布されたことに伴い、繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、36.0%から、平成27年４月１日から平成28年３月31日までに解消が見込まれる一時差異については33.1%、平成28年４月１日以降解消が見込まれる一時差異については32.3%となります。
この税率変更により、繰延税金負債の金額（繰延税金資産の金額を控除した金額）が87百万円、法人税等調整額が80百万円それぞれ減少し、その他有価証券評価差額金が168百万円増加しております。

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年５月７日

西 華 産 業 株 式 会 社
取 締 役 会 御 中

明 光 監 査 法 人
指定社員 業務執行社員　公認会計士　杉　村　和　則　㊞
指定社員 業務執行社員　公認会計士　中　村　明　弘　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、西華産業株式会社の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第92期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第92期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1.　監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、必要に応じて子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 明光監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 明光監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年５月８日

西華産業株式会社　監査役会

常勤監査役　永田　明　㊞

常勤監査役　黒岩　洋一　㊞

社外監査役　森　好伸　㊞

社外監査役　毛野泰孝　㊞

以　上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　剰余金の配当の件

剰余金の配当につきましては、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題の一つとしており、安定的な配当をすることを基本方針としております。

営業・財務両面にわたる効率的な業務運営により、経営基盤の強化を図るとともに、新しい事業の開発などの資金需要に柔軟に対応しながら、連結配当性向35％を目途にいたします。

このような方針のもと、当期の期末配当につきましては、以下のとおり１株につき11円とさせていただきたく存じます。

(1) 株主に対する配当財産の割当に関する事項およびその総額
　当社普通株式１株につき金11円　　総額761,138,180円

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日
　平成27年６月26日

第２号議案　定款一部変更の件

1. 変更の理由

(1)「会社法」（平成26年法律第90号）が平成27年５月１日に施行されたことに伴い、会社法第427条第１項の規定に従い、取締役（会社法第２条15号イの業務執行取締役等であるものを除く）が期待される役割を十分に発揮することができるよう、第27条（取締役の責任免除）を新設するものです。
また、本変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

(2) 迅速な業務執行と責任の明確化を目的として執行役員制度を導入済みでありますが、当該執行役員制度が十分に機能していると判断されることから、現行定款第24条（代表取締役および役付取締役）において執行役員の役割・選任方法等を記載するとともに、現行の役付取締役に関する規定を削除するものです。

(3) 経営体制の機動的な構築を可能とするため、取締役だけでなく、執行役員からも社長を選出できるよう現行定款第24条を変更するとともに、現行定款第14条および第25条の取締役社長にかかる規定を修正するものです。

(4) 取締役会の適切かつ機動的な運営を図るため、会社法第370条の規定に基づき取締役会を開催せずに取締役会の決議があったものとみなす取締役会の書面等決議制度を導入することとし、第26条（取締役会の決議の方法）に第２項を新設するものです。

(5) 上記変更に伴い、条数の繰り下げ等を行うものです。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部は変更部分を示します）

現　行　定　款	変　　更　　案
第３章　株主総会	第３章　株主総会
(招集権者および議長)	(招集権者および議長)
第14条　1. 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。	第14条　1. 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、あらかじめ取締役会において定めた順序により、取締役が招集する。
2. 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。	2. 株主総会においては、社長が議長となる。社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

現　行　定　款	変　更　案
第４章　取締役および取締役会	第４章　取締役および取締役会
(代表取締役および役付取締役)	(代表取締役および執行役員等)
第24条　1. 当会社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。	第24条　1. 取締役会は、その決議によって、代表取締役を選定する。
2. 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。	2. 取締役会は、その決議によって取締役又は執行役員の内１名を社長とする。
3. 取締役会は、その決議によって、取締役社長１名を選定し、取締役会長１名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。	3. 取締役会は、その決議によって、執行役員を定め、業務を分担して執行させることができる。
	4. 取締役会は、その決議によって、役付執行役員を選定することができる。
(取締役会の招集権者および議長)	(取締役会の招集権者および議長)
第25条　1. 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。	第25条　1. 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会において定めた順序により、取締役が招集し、議長となる。
2. 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。	
3. 取締役会の招集通知は、各取締役および監査役に対し会日の５日前に発するものとする。ただし、緊急のときは、これを短縮することができる。	2. 取締役会の招集通知は、各取締役および監査役に対し会日の５日前に発するものとする。ただし、緊急のときは、これを短縮することができる。

現　行　定　款	変　　更　　案
(取締役会の決議の方法) 第26条　取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。	(取締役会の決議の方法) 第26条　1. 取締役会の決議は、議決に加わることのできる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。 2. 前項の規定にかかわらず、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることのできるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該提案について異議を述べたときはこの限りではない。
(新設)	(取締役の責任免除) 第27条　取締役（会社法第２条15号イの業務執行取締役等であるものを除く。）との間で会社法第423条第１項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金500万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。
第５章以降 第27条～第44条　(省略)	第５章以降 第28条～第45条　(現行のとおり)

第３号議案　取締役６名選任の件

取締役６名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、改めて社外取締役１名を含む取締役６名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	薦田和隆 (こもだかずたか) (昭和26年９月13日生)	昭和49年４月　当社入社 平成13年４月　当社業務部長 平成17年４月　当社高松支店長 平成19年４月　当社執行役員営業統括本部副本部長 平成19年６月　当社取締役営業統括本部副本部長 平成20年４月　当社取締役営業統括本部副本部長 兼新事業推進室長 平成20年７月　当社取締役上席執行役員 営業統括本部副本部長 兼新事業推進室長 平成22年４月　当社取締役常務執行役員 関係会社統括室長 兼営業統括本部副本部長 平成23年４月　当社代表取締役常務執行役員 経営企画本部長兼関係会社統括室長 平成25年４月　当社代表取締役専務執行役員 経営企画本部長 平成26年４月　当社代表取締役副社長執行役員 営業統括本部長 平成27年４月　当社代表取締役取締役社長 社長執行役員経営企画本部長 (現在に至る)	107,275株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2	たけ　なか　けん　いち 竹　中　健　一 (昭和25年8月29日生)	昭和50年４月　当社入社 平成15年４月　当社管理本部経理部長 平成16年４月　当社管理本部総務・人事部長 平成18年４月　当社管理本部本部長代理兼経理部長 平成19年４月　当社管理本部副本部長兼経理部長 平成21年４月　当社執行役員管理本部副本部長 兼経理部長 平成21年６月　当社取締役上席執行役員 管理本部副本部長兼経理部長 平成22年４月　当社取締役上席執行役員 管理本部長兼経理部長 平成23年４月　当社取締役常務執行役員 管理本部長 平成26年４月　当社取締役専務執行役員 管理本部長 平成27年４月　当社取締役副社長執行役員 管理本部長 (現在に至る)	42,139株
3	やま　した　　まさあき 山　下　眞佐明 (昭和32年9月7日生)	昭和56年４月　当社入社 平成18年４月　当社電子情報営業本部応用機器部長 平成20年４月　当社東京営業第二本部営業第三部長 平成23年４月　当社東京営業第一本部営業第三部長 平成25年４月　当社執行役員関係会社統括室長 兼営業統括本部アジア開発部長 平成26年４月　当社執行役員グローバル事業本部長 兼海外事業部長兼管理本部副本部長 平成26年６月　当社取締役上席執行役員 グローバル事業本部長 兼海外事業部長兼管理本部副本部長 平成27年４月　当社取締役常務執行役員 グローバル事業本部長兼管理本部副本部長 (現在に至る)	6,855株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
4	さくら　い　あき　ひこ 櫻　井　昭　彦 (昭和34年1月10日生)	平成元年２月　当社入社 平成17年４月　当社大阪営業第二本部機械第二部長 平成21年４月　西曄貿易（上海）有限公司董事長 平成23年４月　当社経営企画本部企画部長 兼アジア開発部長 平成25年４月　当社執行役員東京営業第一本部長 平成26年４月　当社執行役員営業統括本部副本部長 産業機械事業所管 平成26年６月　当社取締役上席執行役員 営業統括本部副本部長 産業機械事業所管 平成27年４月　当社取締役常務執行役員 営業統括本部長 産業機械事業所管 (現在に至る)	17,554株
※5	たか　はし　まさ　のり 高　橋　正　憲 (昭和32年5月25日生)	平成２年３月　当社入社 平成19年４月　当社大阪営業第一本部高松支店長 平成21年４月　当社中国営業本部広島支店長 平成24年４月　当社大阪営業第一本部本部長代理 兼大阪原動機部長 平成25年４月　当社大阪営業第一本部長兼大阪原動機部長 平成26年４月　当社執行役員営業統括本部本部長代理 電力事業所管 平成27年４月　当社執行役員営業統括本部副本部長 電力事業所管 (現在に至る)	28,104株
※6	しら　い　ゆう　こ 白　井　裕　子 (昭和29年2月11日生)	昭和61年４月　東京弁護士会弁護士登録 千賀総合法律事務所入所 平成３年４月　新四谷総合法律事務所開設 (パートナー弁護士) 平成５年４月　ウィング総合法律事務所に改称 (パートナー弁護士) (現在に至る)	―株

(注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. ※印は新任候補者であります。
3. 白井裕子氏は社外取締役候補者であります。
4. 当社は、白井裕子氏が取締役に就任した場合には、東京証券取引所に独立役員として届け出る予定であります。

5. 白井裕子氏を社外取締役候補者とした理由は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての専門的な知識・識見が豊富であり、法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的視点で、独立性をもって経営の監視を遂行するに適任であり、経営の監督機能の強化に繋がるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。
6. 当社は、白井裕子氏が取締役に就任した場合には、第２号議案「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件として、同氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

第４号議案　補欠監査役１名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、社外監査役の補欠として福原徹氏を選任することをお願いするものであります。

なお、本決議は、福原徹氏の就任前に限り、監査役会の同意を得て行う取締役会の決議により取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
ふくはら　とおる 福原　徹 (昭和27年３月29日生)	平成23年７月　新宿税務署長 平成24年７月　退任 平成24年９月　税理士登録、福原税理士事務所開業 (現在に至る)	―株

(注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は、補欠の社外監査役候補者 福原徹氏が監査役に就任した場合には、東京証券取引所に独立役員として届け出る予定であります。
3. 福原徹氏を補欠社外監査役候補者とした理由は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、税務並びに会計分野における長年の経験に基づく高い識見を当社の監査体制の強化に活かしていただくためであります。
4. 当社は、福原徹氏が社外監査役に就任した場合には、同氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

第５号議案　退任取締役および退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって取締役を任期満了により退任される西裕康氏および栗山一成氏並びに、平成26年７月31日付をもって監査役を辞任により退任されました須藤勝氏に対し、それぞれ在任中の労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的な金額、贈呈の時期および方法等は、退任取締役については取締役会に、退任監査役については監査役の協議にそれぞれご一任願いたいと存じます。

退任取締役および退任監査役各氏の略歴は、次のとおりであります。

氏　　名	略　　歴
西　裕　康（にし　ひろ　やす）	平成18年６月　当社取締役 平成19年４月　当社代表取締役常務取締役 平成20年７月　当社代表取締役常務執行役員 平成21年４月　当社代表取締役専務執行役員 平成22年４月　当社代表取締役副社長執行役員 平成23年４月　当社代表取締役取締役社長社長執行役員 平成27年４月　当社取締役相談役 (現在に至る)
栗　山　一　成（くり　やま　かず　なり）	平成24年６月　当社取締役上席執行役員 平成27年４月　当社取締役社長付 (現在に至る)
須　藤　勝（す　どう　まさる）	平成24年６月　当社監査役 平成26年７月　退任

以　上

メモ欄

株主総会会場ご案内図

会場

東京都千代田区大手町二丁目2番2号
アーバンネット大手町ビル21F
LEVEL XXI　東京會舘 スタールーム

会場までの交通

- JR：東京駅 **丸の内北口** より **徒歩5分**
- 地下鉄（東京メトロ丸ノ内線／東西線／千代田線／半蔵門線、都営三田線）：
  大手町駅 **A5・B2a出口** より **徒歩1分**

ご来場の際のご注意

当ビルには、セキュリティ強化のため、エレベーターホール入口にゲートが設置されております。お越しになる際には、ICカードが必要となります。お手数ですが、**1階 西華産業株式会社 第92回定時株主総会受付にてお受け取り**になり、ご来場ください。



